

令和6年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和6年6月4日（火）午後6時～8時

男女共同参画センターらぶらす研修室3・4

- 1 開会
- 2 委員委嘱（委嘱状交付）
- 3 各委員、事務局紹介……………資料1
- 4 会長、副会長の選出……………資料2
- 5 議事

（1）協議事項

各部会（男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会）委員、部会長の指名……………資料3

（2）報告事項

- ①（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について……………資料4
- ②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について……………資料5
- ③男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について……………資料6
- ④「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について……………資料7
- ⑤「世田谷区第二次多文化共生プラン」について……………資料8
- ⑥「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」

第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度）

……………資料9

6 今後の予定……………資料10

7 閉会

◆配付資料

- | | |
|------|---|
| 資料1 | 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿 |
| 資料2 | 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について |
| 資料3 | 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員（案） |
| 資料4 | （仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について |
| 資料5 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について |
| 資料6 | 男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について |
| 資料7 | 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況 |
| 資料8 | 「世田谷区第二次多文化共生プラン」について |
| 資料9 | 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」
第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度） |
| 資料10 | 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 年間予定表（案） |

◆意見集約票

【事務局】世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和6年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1	男女共同参画 (学識経験者)	江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授
2		加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3		上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	特定非営利活動法人ReBit代表理事
5		池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター・専門相談員
6	町会・自治会・産業団体・人権擁護関係団体	市川 望美	イチカワ ノゾミ	非営利型株式会社Polaris取締役ファウンダー
7		上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
8		小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員
9	多文化共生 (学識経験者)	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10		日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授
11		藤井 美香	フジイ ミカ	公益財団法人横浜市国際交流協会
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
13		斎藤 利治	サイトウ トシハル	特定非営利活動法人(NPO法人)アジアの新しい風
14	公募委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	公募委員
15		土屋 紗喜子	ツチヤ サキコ	公募委員

事務局	渡邊 謙吉	ワタナベ ケンキチ	世田谷区生活文化政策部長
	宮本 千穂	ミヤモト チホ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長
	小澤 弘美	オザワ ヒロミ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課長
	栗本 祐一	クリモト ユウイチ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長
	野口 秀斗	ノグチ シュウト	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	田邊 美里	タナベ ミサト	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	十河 初瀬	ソゴウ ハツセ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について

1 設置根拠

- (1) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(第10条)
(裏面参照)
- (2) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(第2条～第6条)(裏面参照)

2 概要

(1) 審議会について

- ①男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的とした、区長の附属機関です。
- ②区長の諮問に応じ、行動計画に関すること、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議し、区長に対して意見を述べていただきます。

(2) 委員について

- ①学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱します。
- ②人数は15名以内です。
(内訳)
 - ・学識経験のある者 6名以内
 - ・区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内
- ③任期は2年とします。(再任可能です)

(3) 部会について

審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を設置します。
部会には、「男女共同参画推進部会」及び「多文化共生推進部会」があります

(4) 審議会・部会の開催予定について

審議会は年間2～3回、部会はそれぞれ2回～4回程度開催します。
※令和6年度の開催予定については、資料10でご説明いたします。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（抜粋）

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 行動計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 審議会は、会長が招集する。

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員（案）

敬称略

1 男女共同参画推進部会

氏 名	肩書
江原 由美子	東京都立大学名誉教授
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
上杉 崇子	弁護士
薬師 実芳	特定非営利活動法人 Re Bit 代表理事
池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター・専門相談員
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役ファウンダー
小島 和子	世田谷区人権擁護委員

2 多文化共生推進部会

氏 名	肩書
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
日暮 トモ子	日本大学文理学部教授
藤井 美香	公益財団法人 横浜市国際交流協会
ゴロウイナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
斎藤 利治	特定非営利活動法人アジアの新しい風
上田 啓子	世田谷区町会総連合会 副会長

3 男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会

久米 喜代美	公募委員
土屋 紗喜子	公募委員

※公募委員は、男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会の両方に所属していただきます。

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について

1. 主旨

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例について、条例制定に向けた考え方を踏まえ、骨子を取りまとめたので報告する。

2. これまでの経緯

令和 5 年 9 月 5 日 区民生活常任委員会報告(条例制定に向けた考え方について)
1 2 月 2 0 日 第 1 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
6 年 1 月 3 1 日 第 2 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
3 月 1 4 日 第 3 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会

3. (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例に向けた基本的考え方(令和 5 年 9 月区民生活常任委員会報告)

(1) 相談機能の強化

犯罪被害者等基本法(平成 1 6 年施行)に基づく国の考え方では、市区町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の実施主体であり、まずは一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれるとされていることから強化を図る。

(2) 支援体制の構築

区民に一番身近な区は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、1 日も早く安全にかつ安心な自分の生活に戻ることができるよう、多面的なコーディネートを行うとともに、責任をもって寄り添っていく体制を構築する。

(3) 支援のあり方

犯罪被害者等が元の生活を取り戻すため、生活の基盤となる経済的支援、住居に住めなくなった場合等の居住支援、日常の生活支援や精神的ケア等、必要な支援のあり方を検討する。

(4) 普及啓発

犯罪被害者等が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方、また、二次的被害(※)を発生させないよう、職員はもとより、区民や事業者などへ理解と支援の意識醸成を図るための普及啓発を行う。

※ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する者による理解若しくは配慮に欠ける言動、SNS 等による誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉棄損などの被害。

(5) 条例を運用するにあたって

犯罪被害者等支援にあたっては、条例の理念・主旨を基に支援内容、人材確保、庁内連携体制、区民理解の促進などを明確にした運用方針を定めることにより実効性を担保する。

4. 犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会（第1～3回）での条例に関する主な意見

- 区の責務、区民の役割、事業者の役割についてそれぞれ明確にした方が良い。
- 区が実施する支援について、条例である程度読めるよう明記した方が良い。
- 相談窓口の設置について条例で担保することは良いが、相談員の専門性についても条例に入れた方が良い。
- 犯罪者にならない、犯罪被害者を生まないためにも学校における教育は重要である。
こういった部分が条例から読み取れるようにした方が良い。
- 国、東京都は「二次的被害」と表現しているが、当事者からしてみれば、「的」ではなく、「二次被害」そのものである。「二次被害」としてほしい。
- 区民に関わらず、区内で犯罪被害にあった場合の支援についても明記した方が良い。
- 当事者感情として、「平穏」という状態には、いつになっても戻らないので条例での表記は控えてほしい。
- 地域社会全体で犯罪被害者等への理解促進が深まるような条例にした方が良い。
- 「長期的な視点」で支援することを表現した方が良い。

5. (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子（案）及び運用方針（第1次）

別紙1 (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子（案）

別紙2 運用方針（第1次）

6. 今後の進め方

近年、都内の犯罪認知件数は減少傾向にあるが、インターネットを利用した詐欺や投資など金融関連の犯罪や、DVやストーカー関連の犯罪は増加傾向にあることから支援の対象とする犯罪類型、支援対象者の考え方、給付金等の額などの具体的な支援内容については、引き続き検討課題となっている。今後、犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会における運用方針の策定に向けた議論の中で検討していくとともに、支援にあたっては、庁内関係所管の連携が必要なことから連携体制の構築も図っていく。

また、こうした検討を進めるうえで、男女共同参画・多文化共生推進審議会や当事者、支援団体からの意見も伺いながら条例の制定を目指す。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	当事者、支援団体、支援者との意見交換 第4回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	6月	男女共同参画・多文化共生推進審議会報告 第5回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	9月	区民生活常任委員会報告（条例素案、運用方針第2次） パブリックコメント
	10月	第6回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	11月	シンポジウム 第7回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
令和7年	2月	区民生活常任委員会報告（条例案、運用方針案、区民意見結果）
	3月	第1回区議会定例会（条例案提案）
	4月	条例施行

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 骨子 (案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下、「法」という。）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民等及び事業者の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図り、誰もが犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者。
- (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、若しくは通学する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等行為による直接的な被害を受けた後に、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢や報道、周囲等からの好奇心目で見られることや心無い言動、偏見による差別等によって、犯罪被害者等の生活が脅かされる、または制限を受ける、心身に不調をきたす、尊厳を侵害される、経済的損失が生じる等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (7) 関係機関等 国、東京都、警察及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮して行われるものとする。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、区、関係機関等、事業者、区民等が相互に連携・協力し、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行われるものとする。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等の支援にあたっては、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添って支援にあたるものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に則り、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に則り、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い及び区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等相談窓口の設置)

第7条 区は、犯罪被害者等からの相談について責任をもって受けとめ、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等支援に関し、十分な知識や経験を有する者を配置する。

なお、犯罪被害者等からの相談については、警察への被害届の提出の有無に関わらず受け付けるものとする。

(人材の育成)

第8条 区は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第9条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する必要な支援策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援

(5) その他区長が必要と認める支援

(関係機関等との連携協力)

第10条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関等との連携に努めなければならない。

(理解促進)

第11条 区は、基本理念を踏まえ、区民等や事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて必要な施策を講ずるものとする。

(区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第12条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被った時は、第7条において設置する相談窓口を通じて、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第13条 区長は、条例第7条から条例第11条に掲げる具体的な方策等について、運用方針を別に定める。

(個人情報の適切な管理)

第14条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針 案（第1次）

1 運用方針について

条例第13条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2 支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3 早期回復・生活再建に向けた支援策について（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

（1）犯罪等に起因する相談に関する支援

① 弁護士相談費用の助成

② カウンセリング費用の助成

（2）経済的支援

① 遺族支援金

② 重傷病支援金

③ 遺族子育て支援金

④ 性犯罪被害支援金

（3）日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援

① 家事等に関する支援

② 育児等に関する支援

③ 就労や修学に関する支援

（4）居住支援

① 転居費用助成

② 宿泊費用補助

（5）上記以外の支援

① 性犯罪被害者への支援策

4 普及啓発（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

（１）さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

（２）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（３）犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（４）学校や教育活動を通じた普及啓発

「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

（５）事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

条例第 8 条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

（１）犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁でき、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

（２）育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを

習得する。

③ 全国研修会

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフケア、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6 庁内連携及び関係支援機関との連携（犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討中）

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成

犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（２）情報共有

関係所管で構成する庁内連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（３）事例検討会の実施

犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援に関する事例について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管で事例検討会を行う。

（４）関係支援機関との連携強化

犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等）の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7 （仮称）運用審査委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、（仮称）運用審査委員会を設置する。

令和 6 年 5 月 2 4 日
生 活 文 化 政 策 部
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について

1 主旨

令和 6 年 4 月から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う今後の区の対応について報告する。

なお、同法律は、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする旧売春防止法に基づいた婦人保護事業を切り離し、女性の人権の保護・福祉の増進や自立支援等の視点を入れ刷新し、支援対象者が意思を尊重されながら、きめ細やかで寄り添った継続的な支援を受けることにより、その福祉が増進され、安心かつ自立して暮らすことのできる社会の実現を目的として制定されたものである。

※「困難な問題を抱える女性」：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）【法 第 2 条】

2 これまでの経緯

令和 4 年 6 月 法制定
令和 5 年 3 月 国の基本方針策定
令和 6 年 3 月 東京都基本計画策定
4 月 法施行

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の定めによる区の役割

市区町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりえる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和 5 年 3 月 2 9 日厚生労働省公示第 1 1 1 号）

市区町村は、国の策定する基本方針に即し、かつ、都道府県の基本計画を勘案して、当該市区町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【法 第 8 条 3 項】

4 今後の区取り組み

国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。また、都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針策定

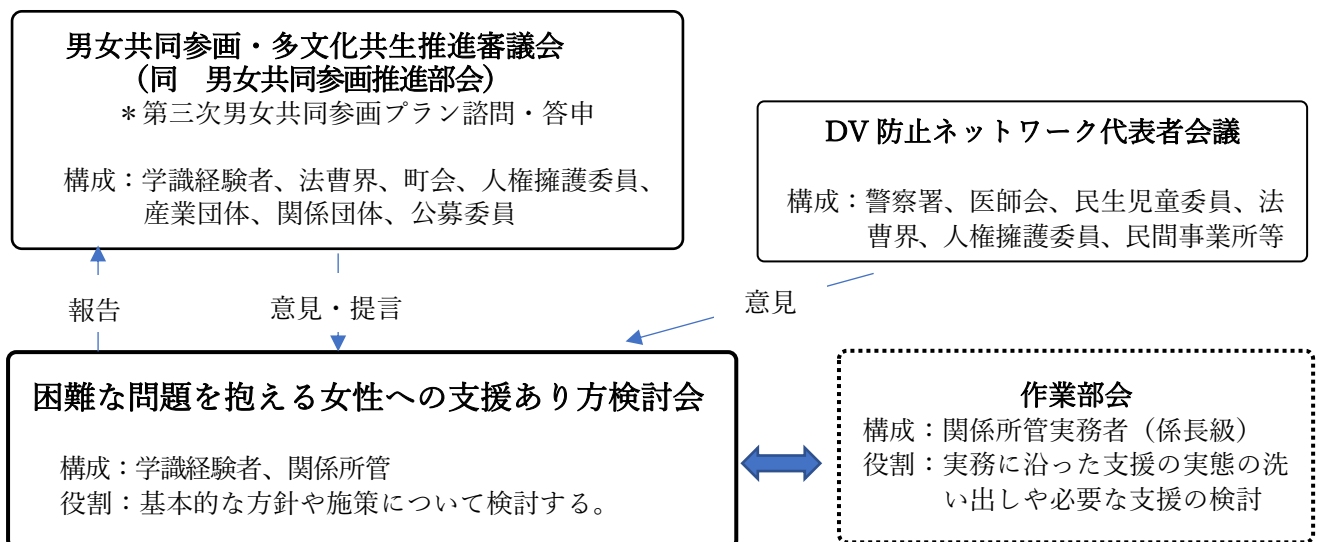
(2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策検討

なお、法で努力義務と定められている基本計画については、世田谷区第三次男女共同参画プラン策定の中で、整理検討していく。

5 検討体制

関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。

《検討体制イメージ》



6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	第1回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
	6月	男女共同参画・多文化共生推進審議会
	7月	第2回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
令和7年		DV防止ネットワーク代表者会議
	8月	男女共同参画・多文化共生推進審議会
	9月	区民生活常任委員会報告
		第3回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
令和9年	10月	第4回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
		男女共同参画・多文化共生推進審議会
	2月	区民生活常任委員会報告（基本的な方針案）
	3月	基本的な方針の策定
令和9年	4月	第三次男女共同参画プラン策定の中での計画検討
	3月	第三次男女共同参画プラン策定

令和 6 年 6 月 4 日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について

1 主旨

区は平成 29 年 3 月に策定した「世田谷区第二次男女共同参画プラン」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる男女共同社会の実現をめざして各施策に取り組んできた。また、社会情勢の変化や法制度の変更などの的確に対応するため、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、多様な取り組みを推進しているところである。

施策の推進にあたっては、区民の意識や女性の置かれている実態を総合的に把握し、具体的な施策検討や今後のプラン策定を進める上での基礎資料とするため、定期的に区民の意識と実態についての調査を実施してきた。（前回実施：令和元年度）

令和 6 年度の調査については、以下のとおり実施する。

2 調査の概要

- (1) 調査方法 調査用紙郵送による調査（返信用封筒同封）
※回答については二次元コードを設定し、ウェブによる回答も可能なものとする。
- (2) 調査対象 住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上の区民
- (3) 標本数 郵送調査 3,000 人（内訳：日本国籍者 2,910 人 外国籍者 90 人）
※内訳は調整中
（外国籍者へは、ルビ付き日本語及び英語の案内文と調査票をセットで送付する）
参考：令和元年度調査内訳 日本国籍者 2,920 人 外国籍者 80 人
- (4) 調査期間 令和 6 年 11 月（予定）
- (5) 調査項目 事務局で案を作成の上、男女共同参画推進部会に報告しご意見をいただく（郵送調査 45 項目程度）
- (6) 調査票の印刷・封入・集計・分析
入札による委託により行う

3 調査設問

実態調査は経年での調査を基本とするため前回調査 39 問を継続（1 問修正）し、新たに 4 問程度を追加する。

(1) 修正する設問

①性的マイノリティについて

「性的マイノリティの方々を守る啓発や施策について、必要だと思いますか」について、より具体的な啓発や施策等は何かを調査したいという観点から、「性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますか。」という問い方に修正する。

(2) 新たに追加する設問

内閣府が令和5年6月に決定した「女性版骨太の方針」で「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されたことや前回調査以降のコロナ禍を経た社会情勢の変化、区の基本計画策定等を踏まえ、4問程度を追加する。

4 スケジュール（予定）

令和6年	6月下旬	男女共同参画推進部会（調査項目の検討）
	8月上旬	男女共同参画推進部会（調査項目の検討）
	9月中旬	住民基本台帳より対象者3,000名を無作為抽出
	10月	男女共同参画・多文化共生審議会（調査項目の報告）
	11月上旬	調査票発送（委託事業者）
	11月上旬	調査期間
	～12月下旬	
令和7年	1月	集計・分析
	2月	男女共同参画・多文化共生推進審議会（調査結果報告）

※状況によっては、適宜男女共同参画推進部会を追加で開催する。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進		
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔男女共同参画講座〕 ・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ） 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ ・父親と子ども対象ワークショップ ・シングルファーザー講座 ・男性の生きづらさ講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	実績	令和5年度は、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、以下の通り、らぶらすの学校出前講座を活用しながら、働きかけを行った。 児童・生徒だけではなく、教職員・保護者・子育てサポーター等子どもを支援する側を対象とした講座を実施することができた。 ・性的マイノリティ理解11回（内4回） ・アサーティブな関係づくり5回（内1回） ・性別にとらわれない生き方・キャリアを目指して1回 ・アサーティブな関係づくり・性的マイノリティ理解1回
			今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	実績	庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所属へ、各領域・分野の個別計画への「ジェンダー主流化」内容反映について依頼した。
			今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	実績	庁内の職員を対象に、「仕事と生活の両立」「多様な働き方、キャリアの実現」に関するワークショップを開催。管理職による体験談を交えることで、キャリアやワーク・ライフ・バランスについて意識啓発や意見交換の場を設けた。また、実施報告として、庁内向け情報誌により報告した。
			今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。

プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施した。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・女性のための再就職準備講座 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・女性起業家交流会
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	実績	・『「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内』を作成し配布。（継続） ・『女性の「働きたい」「働く」を応援する事業まとめ』を区ホームページにて公開。（新規） ・『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を新たに作成し、情報発信を行った。（新規）
			今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を配布する。
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	実績	・令和5年度より特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに若年女性が抱える課題と有効な施策について検討し、アンケート調査を分析し、特別区長会調査研究機構において、調査報告書を取り纏めた。
			今後の取組み	—

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
プラン課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区民向け情報発信	実績	年4回、庁内においてワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベント等調査を行い、ホームページに公開して、情報発信を実施。
			今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	実績	・仕事と家庭の両立が可能な働き方や女性の活躍推進に積極的な事業者を募集し顕彰することを通じ、企業の意識啓発を進めることを目的として「男女共同参画先進事業者表彰」を実施した。受賞事業者紹介パンフレットを作成し、各事業者の取組みを広く周知・普及を行った。 ・事業者向けリーフレット「Find Your Reiwa Model」を作成し、配布を実施（新規）。
			今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。
プラン課題 6 防災・地域活動等への参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	実績	令和5年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施した。 ・防災・減災活動や避難所運営におけるアサーティブ・コミュニケーション
			今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標 暴力やハラスメントのない社会の構築		
プラン課題 7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	実績	・区内中学2年生へ「デートDVチラシ（カード付）」を配布した。 ・その他、関係機関等へ「DV防止カード」「啓発ポスター」等を配布。
			今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	実績	配偶者暴力相談支援センター機能における業務の一つであるDV相談事実証明書の発行を目的とした「男性面談」を6月1日より開始した。
			今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINE」やメールによる相談を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。
3	取組み名称	警察との連携	実績	・区内の4警察署に呼びかけ、世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議及び要保護児童支援全区協議会に参加を促し、DV・児童虐待それぞれの課題の共有、ヤングケアラーの困難さと課題の共有の後、地域の支援関係者等とグループワークを行った。
			今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	実績	・同行支援に加え、より危険度の高い事案について、警備会社の警備員による同行警備を実施した。
			今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	実績	
			今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】
6	取組み名称	加害者更生プログラム	実績	
			今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	実績	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子をとりまとめた。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	実績	らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。
			今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	実績	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会で検討している。
			今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例素案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やＤＶ等の暴力を容認しない意識の醸成	実績	内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」に合わせ、庁舎内を中心にパープルバルーンを設置し、暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行った。加えて、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」とタイアップし、ＰＲを実施した。
			今後の取組み	・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行う。 ・らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図る。
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	実績	随時、研修等通じ「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」の周知・啓発を行う。
			今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとること、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	実績	
			今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		基本目標 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたことと身体・健康支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	実績	「多様性を学ぶリーフレット」を作成。現在、教育委員会と配布について調整を行っている。
			今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	実績	「多様性の尊重」等を経営戦略の柱とし、提案する事業者向けリーフレット「Find Your Reiwa Model」を作成し、配布した。【再掲】
			今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	実績	・区立小学校の2地域の養護教諭に向け実施。
			今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
3	取組み名称	庁内における連携	実績	・「保健医療福祉総合計画」素案に、LGBTQへの配慮を記載した。 ・個別計画中に、「男女及びLGBTQ等多様な性を含めたすべての人が平等に利益を受けられるよう取組む」よう反映するよう依頼。
			今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	実績	・職員向け性的マイノリティ理解促進研修を実施した。
			今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応するよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気づき、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み（特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等）	実績	・令和6年2月に昨年同様の受託事業者アンケート調査を行った。44事業者のうち、4事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、18事業者がソジハラスメント禁止の規定を整備。 ・区と契約を締結するすべての事業者に「契約履行にあたっての留意事項」を配付。多様性条例第7条「差別的解消等」に加え、第6条「事業者の責務」も特に遵守いただく条項として取り上げ、庁内及び外郭団体への周知を行った。
			今後の取組み	・関係所管等とのワークショップを開催し、区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインを作成する。
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	実績	
			今後の取組み	・（法律婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	実績	イベント等を通じ「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取り組みについて」周知・啓発を行う。
			今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取り組み」等に関する周知・啓発を行う。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況				
基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策 1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	実績	・研修室を自習室として開放し、稼働率の向上を図った。研修室だけでなく、3階活動コーナー等、相乗的な利用率の向上が見受けられた。 ・施設表示（看板）、ロゴ等のリニューアルを実施した。 ・壁紙の張替を行い、利用者にとって利用しやすい環境整備を行った。 ・子ども室を、親子が利用できるスペースとして開放した。
			今後の取組み	・令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 ・同様に、子ども室の開放も継続する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	実績	・らぶらす事業として、区民企画協働事業を実施した。
			今後の取組み	・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出席講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの拡充 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	実績	・らぶらす運営協議会を開催し、地域のステークホルダーと連携を図るとともに、得られた意見を運営に活かした。
			今後の取組み	・令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
4	取組み名称	広報、普及啓発	実績	・らぶらすノベルティとして、ネーム入りのウエットティッシュ・付箋を作成。 ・駒澤大学で開催された「せたがや居場所サミット」に出展し、らぶらすの事業紹介と共に、ノベルティを配布した。 ・らぶらす紹介リーフレットリニューアル作成し、配布した。 ・HPリニューアル ・Instagramを活用した周知を開始した。
			今後の取組み	・引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 ・相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	実績	・すべての講座について、企画書の段階から公平・公正・中立性を担保するよう、複数で確認し、必要があれば、らぶらす職員に講座に立ち会ちあうよう依頼している。
			今後の取組み	・令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に当たって十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
方策 2 区職員の男女共同参画の推進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	実績	・にじいろ通信、職員セルフチェックを実施
			今後の取組み	・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	実績	・庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所属への「ジェンダー主流化」について依頼。【再掲】
			今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。

方策3 推進体制の整備・強化				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	実績	
			今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	実績	・世田谷版男女共同参画タウンミーティングを開催し、国立女性教育会館理事長の萩原なつ子氏の講演、ワークショップを実施した。
			今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すのと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	実績	
			今後の取組み	・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	実績	
			今後の取組み	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぶらすにて若年女性カフェを開催。
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	実績	・国の地域女性活躍推進交付金を活用し、男女共同参画センターらぶらすで行っている「女性相談」「男性相談」の拡充について申請・採択された。
			今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	実績	・令和6年度実施の男女共同参画に関する区民意識・実態調査について、基本計画の成果指標「自分らしく安心して暮らしていると感じる区民の割合」についての設問の検討を進めた。
			今後の取組み	・10月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について

1. 計画策定の趣旨・背景

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める行動計画

世田谷区多文化共生プラン
(平成31(2019)年度
～令和5(2023)年度)

<社会状況の変化>

・コロナ禍
・在留外国人数の増加及び
多国籍化
・入管法等の法改正等

世田谷区第二次 多文化共生プラン

(令和6(2024)年度
～令和9(2027)年度)

2. 計画の基本理念

誰もが参画・活躍でき、人権が尊重され、
安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや

3. 計画の基本方針、重点施策及び方向性

1. 誰もが安心して暮らせるまちの実現 ⇒ 重点①:生活基盤の充実

【施策の方向性】

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語、「やさしい日本語」での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行う。

(取組み例:外国人向け日本語教室の拡充、各種行政冊子等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用、タブレット端末による通訳サービス等の活用促進、外国人向けホームページの充実 等)

2. 地域社会における活躍の推進 ⇒ 重点②:地域活動への参加促進

【施策の方向性】

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくる。

(取組み例:せたがや国際メッセの実施、多文化共生の地域づくりに関する担い手の育成、外国人ボランティアの活躍機会拡充、日本人住民への意識調査の実施 等)

3. 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 ⇒ 重点③:多様な文化を受け入れる意識の醸成

【施策の方向性】

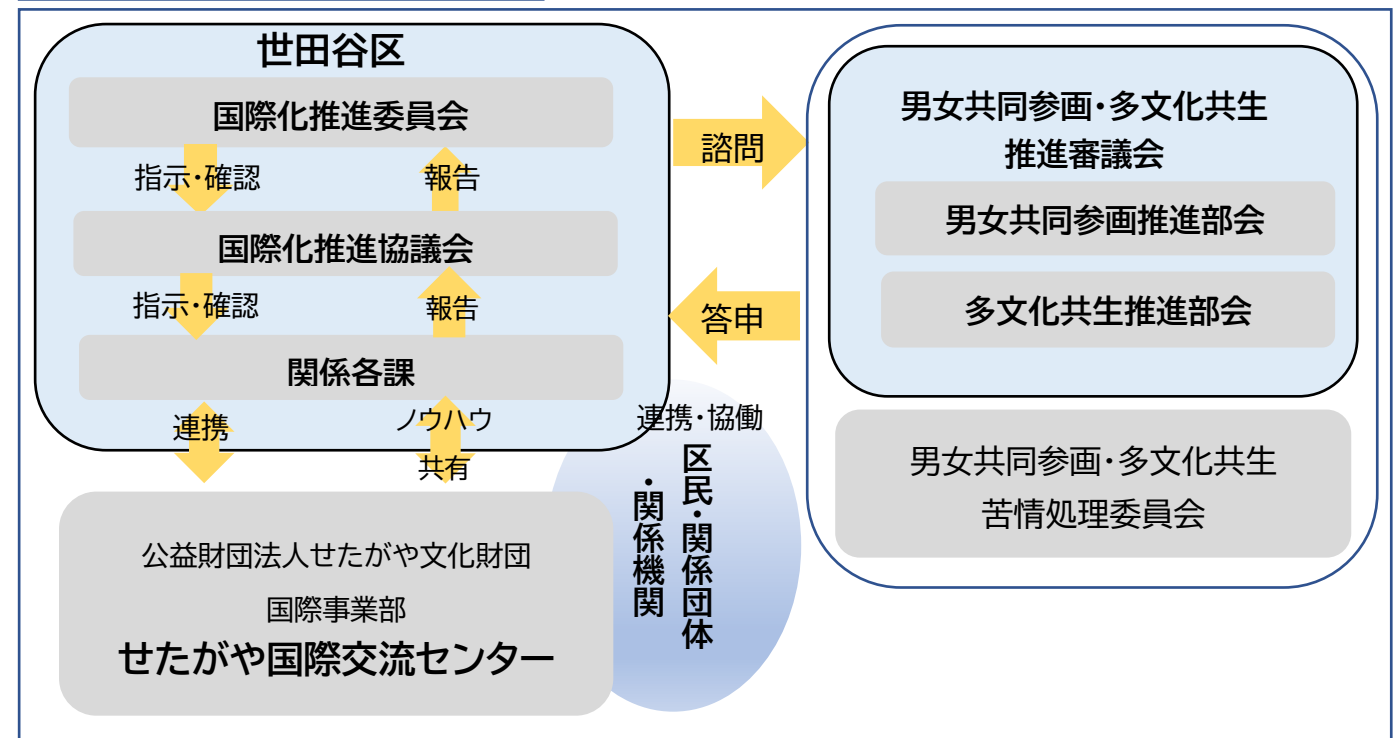
誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざす。

(取組み例:多文化理解講座の実施、人権啓発イベントの実施、国際理解教育の充実、国際活動団体への支援、男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応 等)

4. 数値目標

調査項目	直近の状況	目標値	
多文化共生の推進に向けた数値目標(世田谷区民意識調査)	2023年度	2025年度末	2027年度末
多文化共生が進んでいると思う区民の割合	37.7%	50%	55%以上
重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意識調査)	2023年度	2025年度末	2027年度末
重点② 外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合	15.6%	25%	30%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	31.1%	40%	45%以上
重点施策に基づく数値目標(外国人アンケート調査)	2023年度	2025年度末	2027年度末
重点① 外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.5%	65%	75%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	42.6%	50%	55%以上

5. 計画の推進体制



6. 進行管理

世田谷区第二次多文化共生プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握する。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」
第 11 条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和 5 年度）

1 区長への申立ての件数及び概要

令和 5 年度については、区長への申立てが 1 件あった。

（1）申立日

令和 5 年 11 月 14 日

（2）申立事項の概要

令和 5 年 9 月 9 日実施「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講師が「不正な財産分与逃れ」及び「正当な理由のない子の連れ去り」の指南をしている音声 SNS 上に流失した。これにあたり、指南どおりに財産隠しをし、法的ペナルティを課せられた受講者からの訴訟や、不正な財産隠しの被害にあった方からの損害賠償請求などのリスクが区に生じるため、区による当該講師からの事実関係の聴取及び公表を行い、次年度以降「女性限定」の離婚講座の実施を見送るとともに、当該講師が担当した令和 2 年から令和 5 年までの講座参加者約 80 名が「不正な財産分与逃れ」を実行していないかどうか、区による調査及び結果の公表を求める。

（3）申立て者

区民

（4）該当所管

生活文化政策部人権・男女共同参画課

（5）苦情処理委員会への諮問の有無

無

（6）申立てへの結果通知日

令和 6 年 1 月 25 日

(7) 申立てへの結果通知における区の処理（回答）の概要

【調査等の結果】

- ① 当該講座は、離婚をきっかけに、仕事や住まい、子育て等の生活環境が大きく変化する局面において、相対的に女性が困難や障壁に直面することが多い実態に照らし対象を女性のみとしている。相対的にとは、担当所管が行うDV等相談業務の中で件数、内容からも明らかである。こうした背景の中、特にDVや経済的搾取等に苦しむ女性の積極的参加を促すため、類似した境遇の参加者同士という安心感とともに、講座の参加に踏み切る気持ちを起こさせる受講環境を整え実施している。
- ② 講座内での一部不適切な行為を助長する発言があったとのご指摘を受け、すでに講師には事実確認について聴取済である。講義で取り上げた事例や具体的内容は、区の公式見解でなく、誤解を与える発言については、講師から謝罪を受けている。
- ③ 令和5年実施の講座受講生に対しては、誤った理解があつてはならないことから、講座を実施した男女共同参画センターらぷらす HP にて、受講生から連絡を頂き、正しい内容の説明と謝罪をさせていただく旨、周知している。なお、受講生かららぷらすに連絡をいただく対応としているのは、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下にある状況を考慮したためである。
- ④ 令和2年から令和4年までの講座受講生に対する調査等については、申し立ての日より1年以上前に発生した事案に関する事項であること、講座の性質上、匿名を可能としての受付方法や講義内容の発言記録が存在していないことから、調査等が困難である。なお、受講生が不正な財産分与逃れ等を実行したか否かについて、区として調査する権限や受講生が回答する義務もない。

【措置の内容】

次年度以降の講座運営にあたり、性別等の区別なく、オンライン上で参加者の顔がわからない環境とした講義、または、男女を区別し、それぞれのニーズや実情に即した講義を行う講座を設定する。加えて、講師との事前調整において講義内容等、綿密に確認することとともに、講座のねらいや対象を分かりやすく誤解のないように広報周知を行う等、当該講座については是正を行う。

【苦情処理委員会への諮問】

本申立てについては、調査等の結果、措置の内容を踏まえ、区からの受講生への対応及び講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当とする。

2 区長への申立ての件数の推移

年度		苦情	意見	相談	計
令和5年度	件数	1			1
	(うち苦情処理委員会への諮問件数)	(0)			(0)
令和2～4年度	件数	0	0	0	0
	(うち苦情処理委員会への諮問件数)				
令和元年度 (平成31年4月1日～ 令和元年10月31日)	件数 (うち苦情処理委員会への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)
平成30年度	件数 (うち苦情処理委員会への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)

3 課題と検討状況

平成30年4月の条例施行から約6年間で、件数が3件である現状を踏まえ、以下3つの課題について検討を進める。

(1) 周知の仕方、制度の認知

(2) 手続きの簡便化

(3) 公平性、透明性の向上

※検討状況は裏面を参照

課題	検討状況
(1) 周知の仕方、 制度の認知	① どのような事案が対象になるか、分かりやすく伝える。 ・ ホームページに、より具体的な想定例を掲載する。 ・ 令和元年度の案件を行政施策の改善・成果として、やさしい表現で説明する。 (申立てをすることが区を良くすることにつながるということを伝える。) ・ 区の様々な広報(ホームページ、区のおしらせ、SNS等)を活用し、定期的に制度周知を行う。 ② どのような委員が審査・審議するのか、公表することで信頼性を向上させる。 ・ 委員は区長からの委嘱であることを示す。 ・ 委員の名前、プロフィール(肩書・所属)を公開する。 ・ あわせて、20～30字程度の区民向けメッセージも掲載する。 ③ 苦情処理という名称 ・ 区が申立内容を「苦情」、ネガティブなものと捉えている印象があり、申立を躊躇させてしまう恐れもある。 ・ 例えば「申し立て検討委員会」「紛争・相談処理委員会」のような表現に名称変更することができないか検討する(通称も可能性として検討)。
(2) 手続きの簡便化	① 申立てのしやすさ ・ 申込方法にもハードルがあるため、受付方法の見直しを検討する(オンラインでの受付等)。 ② 申立書作成の簡素化 ・ すでに簡素化された様式ではあるが、どの項目に何を書けばいかわかりにくいので、記入例を用意する。 ・ 多文化共生の苦情処理委員会でもあることを考えると、やさしい日本語、ルビ付き、多言語対応された様式についても検討する。
(3) 公平性、 透明性の向上	① 委員への事前相談 ・ 委員会の中立性・独立性の向上のため、申立前に区を介さず、直接委員会に事前相談の機会を設けることが可能か検討する。 ② 審査前・期間中・答申後の進め方 ・ 委員は、申立人の申し立て内容を資料の中でしか判断できないため、委員も申立人に意見を聴取する機会や、所管課ヒアリングに立ち会えるよう調整する。少なくとも、誰に何を聞きたいかを委員に確認し、委員の適正な審査につなげる。 ③ 議事録の公開 ・ 委員会の議事録を開催ごとに作成し公開するが、議事録は本人のプライバシーに関わるので、一律に全てを公開はしない。必ず申立人の同意を得たうえで公開する。

令和6年6月4日

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和6年度年間予定表（案）

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
6月	第1回（6月4日） （報告予定案件） ・（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について ・男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について ・世田谷区第二次多文化共生プランについて ・「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度） ・令和6年度の審議会・部会の開催予定について	第1回（6月25日） （協議予定案件） ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査事項検討について（検討） （報告予定案件） ・「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」（案）について ・男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる対応状況について	
7月		（7月 男女プラン報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。）	第1回（7月18日） （協議予定案件） ・「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」（案）について （報告案件） ・世田谷区内在住外国人の状況について ・令和5年度クロッシングセタがやの事業報告について ・第二次多文化共生プランの新規事業について ・外国人アンケート調査の実施について
8月		第2回（今後調整予定） （協議予定案件） ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査事項検討について（検討） （報告予定案件） ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について	

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
9月			(9月 世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。) 第2回以降未定 (今後調整予定)
10月	第2回 (今後調整予定) (報告予定案件) ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の集計結果速報について (報告) ・「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の完成及び今後の課題について ・「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」の完成及び今後の課題について ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について		
11月			
12月			
1月			
2月	第3回 (今後調整予定) (審議予定案件) ※未定 (報告予定案件) ・次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査結果について (報告) ・「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について		
3月		第3回 (今後調整予定) (協議予定案件) ※未定 (報告予定案件) ※未定	

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.